

宍粟市教育委員会告示第 12 号

宍粟市学童地域見守りサポート事業実施要綱をここに公布する。

平成 30 年 7 月 20 日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

宍粟市学童地域見守りサポート事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宍粟市学童保育事業（以下「学童保育事業」という。）を利用する児童で、保護者の就労により学童保育事業の開始時間前又は終了時間までに保護者の送迎が困難な児童を対象に、学童保育事業時間外の児童の安全を確保するため、学童地域見守りサポート事業（以下「見守り事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、教育委員会とし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる者に委託して実施することができる。

(実施日時)

第 3 条 見守り事業は、学童保育事業の実施日に実施する。

2 見守り事業の実施時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 小学校の授業等を行う日 午後 6 時から午後 7 時まで

(2) 小学校の授業等を行わない日 午前 7 時 30 分から午前 8 時まで及び午後 6 時から午後 7 時まで

(実施場所)

第 4 条 見守り事業は、第 6 条に規定する対象となる児童の利用する学童保育所において実施する。

(見守りサポーター)

第 5 条 教育委員会は、事業を適正に行うため、学童保育所に見守りサポーターを配置する。

(対象児童の要件)

第 6 条 見守り事業の対象となる児童は、学童保育事業を利用する児童のうち、保護者の就労により、学童保育事業の実施時間内に送迎が困難な児童とする。

(申請)

第 7 条 見守り事業を利用しようとする保護者（以下「保護者」という。）は、あらかじめ学童地域見守りサポート事業利用申請書兼誓約書（様式第 1 号）により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、速やかに利用の可否を決定し、学童地域見守り

サポート事業利用許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により当該保護者に通知するものとする。

（利用料）

第8条 見守り事業の利用料は、月額1,000円とする。

2 前項の規定は、月の途中で利用を開始又は中止した場合も同様とする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（取り消し等）

第9条 教育委員会は、見守り事業を利用する保護者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用の決定を取り消すことができる。

（1） 学童保育事業の実施時間内に送迎ができるようになったとき。

（2） 利用料を3か月以上滞納したとき。

（3） 第7条の申請内容が事実と反したものであることが判明したとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用が適当でないと認めたとき。

（利用者の届出事項）

第10条 利用者は、第7条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、学童地域見守りサポート事業届出内容変更届（様式第3号）により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 利用者は、第6条の対象となる児童に該当しなくなり、又は利用を中止しようとするときは、学童地域見守りサポート事業利用中止届（様式第4号）により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月23日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

学童地域見守りサポート事業利用申請書兼誓約書

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

届出者（保護者）住 所

氏 名

印

電 話

（ ）

宍粟市学童地域見守りサポート事業を利用したいので申請します。

なお、下記「遵守事項」を守ることを誓約します。

利用児童	フリガナ			性別	男・女
	氏 名			学年	年生
	生年月日	年 月 日生			
	学童保育所名				
児童の保護者	フリガナ	続柄	勤務先名及び 勤務地住所	始業時間	終業時間
	氏 名				

利用希望月	月 ～ 月			
利用頻度	授業等を行う日 (月～金)	通常 (土)	長期休業中 (月～金)	長期休業中(土)
早朝利用 (7:30～8:00)	/	毎週 ()	毎週 ()	毎週 ()
夕方利用 (18:00～19:00)	毎週 ()	毎週 ()	毎週 ()	毎週 ()

遵守事項

- ① 見守りサポーターの指示に従うこと。
- ② 保護者の就労以外の理由で利用しないこと。
- ③ 児童が病気等で体調が優れない時、急な休み等は、必ず学童保育所に連絡すること。

様式第2号（第7条関係）

学童地域見守りサポート事業利用許可（不許可）決定通知書

年 月 日

様

宍粟市教育委員会 印

申請のあった学童地域見守りサポート事業について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	許可 ・ 不許可（理由： ）	
児 童	氏 名	生 年 月 日
		年 月 日生
利 用 日	早朝利用	夕方利用
利用時間	7：30～8：00	18：00～19：00
利 用 料		

（注）

1. 利用申請書の記載事項に変更が生じた場合、事業利用を中止する場合は、速やかに届出てください。
2. 次のいずれかに該当する場合は、本事業の利用の決定を取り消し、又は中止することがあります。
 - （1）学童保育所の開設時間内に送迎ができるようになったとき
 - （2）利用料を3か月以上滞納したとき
 - （3）就労以外の理由で利用した等申請内容が事実と反したものであることが判明したとき

様式第3号（第10条関係）

学童地域見守りサポート事業届出内容変更届

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

届出者（保護者）住 所
氏 名 印
電 話 （ ）

次のとおり変更したので、届け出ます。

利用児童	フリガナ	
	氏 名	
学童保育所名		
変 更 事 項	1 保護者の勤務場所 2 保護者の勤務時間 3 その他（ ）	
変更内容	新（変更後）	
	旧（変更前）	
備 考		

※1・2の場合は就労証明書を添付してください。

様式第4号（第10条関係）

学童地域見守りサポート事業利用中止届

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

届出者（保護者）住 所

氏 名 印

電 話 （ ）

次の者の学童地域見守りサポート事業の利用を中止させていただきたく、届け出ます。

利用児童	フリガナ		生 年 月 日	性別
	氏 名		年 月 日生	男・女
学童保育所名				
利用中止日		年 月 日		

（注）月途中で利用を中止されても、月額利用料は発生します。